

# 雜 錄

## 石炭生産能力調査委員會官制 (官報第 3274 號昭 12. 11. 30)

朕石炭生産能力調査委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十一月二十九日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿  
商工大臣 吉野 信次

勅令第六百七十五號

### 石炭生産能力調査委員會官制

第一條 石炭生産能力調査委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ石炭ノ品質別生産能力ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 委員長ハ會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ商工次官ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣ノ命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 朝鮮製鐵事業法施行規則 (官報第 3270 號昭 12. 11. 25)

朝鮮總督府令第四百五十五號

製鐵事業法施行規則次ノ通定ム

昭和十二年九月二十二日

朝鮮總督 南 次郎

### 製鐵事業法施行規則

第一條 製鐵事業法第二條ノ副生物ノ種類次ノ如シ  
鑛滓綿 鑛滓煉瓦 鑛滓瓦 高爐セメント 鑛滓ガラス 精製瓦斯 タール 無水タール タール輕油 タール中油 タール重油 ピツチア アンモニア アンモニア水 硫酸アンモニア 粗製ナフタリン 石炭酸 アントラセン ベンゾール トルオール キシロール ソルベントナフタ及トーマス燐肥

第二條 製鐵事業法第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 工場ノ名稱及位置
- 二 製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力
- 三 製品ノ種類
- 四 工事ノ著手及完成ノ豫定期
- 五 事業開始ノ豫定期
- 六 製造方法
- 七 原料ノ取得方法
- 八 主要設備ノ設計ノ概要 (設計圖ヲ添附スベシ)

九 工事費豫算

十 事業資金ノ總額及其ノ調達方法

十一 製造及販賣ノ豫定計畫

十二 事業收支目論見

十三 製鐵事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要

前項ノ許可申請書ニハ法人ニ在リテハ定款 登記ノ謄本 財産目錄 貸借對照表 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ添附スベシ  
第三條 前條第一項ノ規定ハ製鐵事業法第五條ノ許可ヲ受ケントスル者ニ付之ヲ準用ス

第四條 製鐵事業法第三條又ハ第五條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第五條 製鐵事業法施行令第十六條第一項ノ届出ヲ爲シタル者其ノ鋼材ヲ引渡シタルトキハ遲滞ナク鋼材ノ種類 數量 用途 製造時期 製造工場及引渡時期ヲ記載シタル届書ニ引取人ト連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第六條 製鐵事業法施行令第十六條第二項ノ管海官廳ノ承認ヲ受クベキ事業左ノ如シ

### 甲 船舶建造ノ場合

- 一 造船者ノ商號又ハ氏名名稱及本店又ハ主タル事務所ノ所在地
- 二 工場ノ名稱及位置
- 三 船舶ノ製造番號
- 四 船舶ノ建造ニ使用スベキ鋼材ニシテ獎勵金ノ交付ヲ受クベキモノノ種類及數量
- 五 起工及竣工ノ年月日

### 乙 船舶修繕ノ場合

- 一 船舶修繕者ノ商號又ハ氏名名稱及本店又ハ主タル事務所ノ所在地
- 二 工場ノ名稱及位置
- 三 特定ノ船舶ノ修繕ノ場合ニ在リテハ其ノ船舶ノ名稱 其ノ他ノ場合ニ在リテハ一年ヲ超エザル一定ノ期間
- 四 前號ノ船舶修繕ノ爲ニ使用スベキ鋼材又ハ前號ノ期間内ニ船舶修繕ノ爲ニ使用スベキ鋼材ニシテ獎勵金ノ交付ヲ受クベキモノノ種類及數量

第七條 製鐵事業法施行令第十七條ノ鋼材使用説明書ニハ次ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 鋼材ノ使用者及使用工場名
- 二 船舶ニ建造ノ場合ニ在リテハ其ノ船舶ノ製造番號船舶ノ修繕ノ場合ニ在リテハ其ノ船舶ノ名稱
- 三 使用鋼材ノ種類 數量 用途 製造時期及製造工場名
- 四 鋼材ノ製造者ガ鋼材ヲ使用シタル場合ニ在リテハ鋼材使用ノ時期其ノ他ノ場合ニ在リテハ鋼材引渡ノ時期

第八條 製鐵事業法第十四條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケントスル者ハ原料及燃料ノ取得及消費 製品ノ製造及販賣又ハ引渡其ノ他作業ノ狀況ヲ明ニスベキ帳簿書類ヲ其ノ工場ニ備ヘ置クベシ

第九條 製鐵事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ次ニ掲グル事項ヲ記載シ當事者連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 讓渡スベキ事業ノ範圍
- 二 讓渡ノ價格及時期
- 三 讓渡ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 讓渡契約ヲ證スル書類
- 二 讓渡人又ハ讓受人ガ會社ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ總社員ノ同意書ノ謄本其ノ他ノ法人ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル社員總會ノ決議録ノ謄本
- 三 讓受人ガ製鐵事業者ニ非ザル法人ナル場合ニ於テハ第二條第二項ニ規定スル書類
- 四 讓受人ガ製鐵事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

讓渡終了シタルトキハ遲滞ナク届書ヲ作成シ當事者連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十條 製鐵事業者其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止又ハ全部若ハ六月以上ニ互ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

製鐵事業者其ノ事業ノ一月以上六月未滿ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

製鐵事業者前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再び開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十一條 第九條ノ規定ハ製鐵事業者タル法人合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ付之ヲ準用ス

第十二條 製鐵事業者タル法人解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ會社ニ在リテハ解散ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ總社員ノ同意書ノ謄本其ノ他ノ法人ニ在リテハ解散ニ關スル社員總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十三條 製鐵事業法第十八條ノ製鐵原料ハ鐵鑛 砂鐵 屑鐵及石炭トス

第十四條 製鐵事業法第十八條ノ規定ニ依リ届出ヅベキ統制協定次ノ如シ

- 一 生産制限ニ關スル協定
- 二 生産分野ニ關スル協定
- 三 注文割當ニ關スル協定
- 四 販賣價格其ノ他之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ニ關スル協定
- 五 販路ニ關スル協定
- 六 取引先ノ制限ニ關スル協定
- 七 販賣數量ニ關スル協定
- 八 共同販賣ニ關スル協定
- 九 共同輸入又ハ共同移入ニ關スル協定
- 十 前條ノ製鐵原料ノ共同購入ニ關スル協定

前項第三號乃至第八號ニ掲グル統制協定ニハ輸出又ハ移出ニ關スルモノヲ含ムモノトス

第十五條 製鐵事業法第十八條ノ規定ニ依リ統制協定ノ成立又ハ變更ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ協定事項及統制ノ組織ヲ記載シタル書類ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十六條 製鐵事業法第十八條ノ規定ニ依リ届出ハ統制協定ノ成立變更又ハ廢止ノ日ヨリ三週間以内ニ之ヲ爲スベシ

第十七條 製鐵事業法第十九條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ次ニ掲グル書類ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 商號又ハ氏名名稱及主タル營業所ノ位置ヲ記載シタル書類
- 二 法人ニ在リテハ定款及登記簿ノ謄本
- 三 當該統制協定ノ加盟者ノ商號又ハ氏名名稱ヲ記載シタル書類
- 四 販賣 輸出 輸入 移出又ハ移入ノ數量又ハ價格 製造又ハ販賣ノ數量ノ割當 第十三條ノ製鐵原料ノ購入ノ數量又ハ價格其ノ他共同ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業上ノ重要事項ニ關スル決定ヲ記載シタル書類
- 五 法人ニ在リテハ財産目錄 貸借對照表 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類

前項第一號乃至第三號ノ書類ハ事業開始ノ日ヨリ三週間以内ニ第四號ノ書類ハ當該事項ニ關スル決定ヲ爲シタル日ヨリ三週間以内ニ第五號ノ書類ハ毎事業年度經過後遲滞ナク之ヲ提出スベシ

第一項第三號ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ三週間以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第一項第四號ノ決定ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキハ變更シ又ハ廢止シタル日ヨリ三週間以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第一項ノ届出ヲ爲シタル者其ノ事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十八條 製鐵事業者ハ毎年二月末日迄ニ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 從業者數（職員及労働者別ニ記載スベシ）
- 二 製造及販賣ノ數量
- 三 設備ノ概要
  - イ 敷地面積
  - ロ 工場建物ノ棟數及建坪
- ハ 銑鐵 鋼鐵 鋼材其ノ他ノ鐵鋼ノ製造ノ設備及能力ニ其ノ他主要設備
- 四 作業ノ概況（主要設備毎ニ記載スベシ）

イ 操業開始ノ年月日

ロ 操業日數

ハ 労働者數

ニ 製造數量

ホ 主要原料及燃料ノ消費數量（生産地別ニ記載スベシ）

製鐵事業者所得稅及營業稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ製鐵事業者ト其ノ他ノ事業トヲ兼營スル場合ニ於テハ前項第三號ニ掲グル事項ニ付テハ其ノ區別ヲ明ニスベシ

第十九條 製鐵事業者ハ法人ニ在リテハ毎事業年度經過後遲滞ナク財産目錄 貸借對照表 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ添附シ製鐵事業ニ關スル當該事業年度ノ收支決算竝ニ當該事業年度末ノ事業資本ノ總額及其ノ内譯ヲ記載シタル書類ヲ個人ニ在リテハ毎年二月末日迄ニ製鐵事業ニ關スル前年ノ收支決算竝ニ前年度末ノ事業資本ノ總額及其ノ内譯ヲ記載シタル書類ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

製鐵事業者所得稅及營業稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ製鐵事業者ト其ノ他ノ事業トヲ兼營スル場合ニ於テハ前項ノ收支決算竝ニ事業資本ノ總額及其ノ内譯ニ付テハ其ノ區別ニ明ニスベシ

第二十條 製鐵事業法施行令第三條ノ製鐵事業ヲ營ム者ハ毎年二月末日迄ニ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 主要設備ノ概要

二 製造及販賣ノ數量

三 主要原料及燃料ノ消費數量

第二十一條 朝鮮總督ハ製鐵事業者ニ付テハ掲グル事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

一 製鐵事業法第三條ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ商號又ハ氏名名稱 本店又ハ主タル事務所ノ所在地 工場ノ名稱及位置竝ニ許可ノ年月日

二 製鐵事業法第四條第三項ノ規定ニ依リ同法第三條ノ許可ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ其ノ商號又ハ氏名名稱 本店又ハ主タル事務所ノ所在地 工場ノ名稱及位置竝ニ失效ノ年月日

三 製鐵事業法第十七條ノ規定ニ依リ事業ノ全部若ハ一部ノ讓渡若ハ廢止ノ許可又ハ合併若ハ解散ノ決議ノ認可ヲ爲シタル場合ニ於テ製鐵事業者タル資格ヲ失フ者又ハ其ノ資格ヲ得ル者アルトキハ其ノ商號又ハ氏名名稱 本店又ハ主タル事務所ノ所在地 工場ノ名稱及位置 資格得喪ノ原因竝ニ許可又ハ認可ノ年月日

四 製鐵事業法第二十六條ノ規定ニ依リ同法第三條ノ許可ヲ取消ヲ爲シタルトキハ其ノ商號又ハ氏名名稱 本店又ハ主タル事務所ノ所在地 工場ノ名稱及位置竝ニ取消ノ年月日

第二十二條 製鐵事業法第二十三條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依リ

第二十三條 製鐵事業者及製鐵事業法第十九條ニ規定スル者ハ次ニ掲グル場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

一 商號 氏名名稱又ハ主タル事務所若ハ營業所ヲ變更シタルトキ

二 法人ニ在リテハ定款又ハ役員ヲ變更シタルトキ

第二十四條 製鐵事業法 製鐵事業法施行令及本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ

附 則

第二十五條 本令ハ製鐵事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式)

<p>製鐵事業法摘要</p> <p>第二十三條第二項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ製鐵事業ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ</p> <p>第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス</p> <p>二 第二十三條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者</p>	<p>製鐵事業法第二十三條ノ臨檢官吏ノ證</p> <p style="text-align: center;">官職氏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>朝鮮總督府印</p> </div>	<p>第 號 年 月 日 交付</p>
---	---	---------------------

縦十「センチメートル」横十三「センチメートル」トシ中央線ノ所ヨリニツ折トス

第二十六條 本令施行ノ際現ニ製鐵事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ營ム者ハ本令施行後三月以内ニ第二條第一項第一號乃至第三號 第六號乃至第八號 第十號 第十一號及第十三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ法人ニ在リテハ定款 登記簿ノ謄本 財産目錄 貸借對照表及損益計算書ヲ添附シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第二十七條 前條ノ製鐵事業者ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ル者ハ本令施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ法人ニ在リテハ定款 登記簿ノ謄本 財産目錄 貸借對照表及損益計算書ヲ添附シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第二十八條 前二條ノ規定ニ依ル書類ヲ提出シタル者ハ之ヲ製鐵事業法第三條又ハ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十九條 第二十六條ノ製鐵事業者ハ本令施行ノ際現ニ存スル第十四條ニ該當スル統制協定ニ付本令施行ノ日ヨリ三週間以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

朝鮮製鐵事業用品ノ輸入税免除令改正 (官報第 3273 號昭 12. 11. 29)

朝鮮總督府令第五百一十一號

大正十五年朝鮮總督府令第三十五號中次ノ通改正ス

昭和十二年十月五日

朝鮮總督 南 次郎

第一條 大正九年法律第五十三號第三條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ハ銑鐵 鋼鐵 鋼材 (鍛鋼品及鑄鋼品ヲ含ム) 其ノ他ノ鐵鋼ノ製造ヲ爲ス事業ニシテ製銑ニ在リテハ一ノ爐ニ付一日ノ製銑量三百噸以上 製鋼ニ在リテハ一ノ爐ニ付一回ノ製鋼平爐ニ在リテハ五十噸以上轉爐ニ在リテハ十噸以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノ及砂鐵又ハ次ニ掲グル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トスル設備ヲ有スル事業トス

- 一 鐵ノ標準含有量百分ノ四十五以下ノ鐵鑛及之ヲ選鍊シタルモノ
- 二 硫化鐵鑛滓 (紫鑛ヲ含ム) 及砂鐵滓
- 三 クロムノ標準含有量百分ノ一以上ノ鐵鑛
- 四 砂鐵又ハ前各號ノ鐵鑛ヲ燒結シタルモノ

第二條 大正九年法律第五十三號第三條第二項ノ副生物ノ種類次ノ如シ  
鑛滓綿 鑛滓煉瓦 鑛滓瓦 高爐セメント 鑛滓バラス 精製瓦斯 タール 無水タール タール輕油 タール中油 タール重油 ビツチ アンモニア アンモニア水 硫酸アンモニア 粗製ナフタリン 石炭酸 アントラセン ベンゾール トルオール キシロール ソルベントナフタ及トーマス燐肥

第三條 大正九年法律第五十三號第三條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ物品ノ種類次ノ如シ

- 一 磁選機 燒結機及原料壓搾機竝ニ其ノ附屬裝置
- 二 製銑爐 熱風爐 コークス爐 混銑爐 製鋼爐 瓦斯發生爐 均熱爐及加熱爐ノ構成金物竝ニ其ノ附屬機械 (送風機ヲ除ク)
- 三 製銑爐 熱風爐 コークス爐 混銑爐及製鋼爐ノ耐火材料ニシテ爐ノ構成金物ト共ニ一組トシテ輸入セラルルモノ
- 四 鑄銑機
- 五 瓦斯清淨裝置 (瓦斯除塵機ヲ含ム) 及其ノ附屬機械
- 六 コークス爐副生物捕集裝置及其ノ附屬機械 鑛滓煉瓦成型機 竝ニ高爐セメント包裝裝置

- 七. 壓延用ロール機（引拔機ヲ含ム）及其ノ附屬裝置
- 八. 壓延鋼材製造用ノ輸送テーブル 鋸斷機 剪斷機 矯正機 卷束機 機械的冷却裝置及鋼管ねぢ切機
- 九. ロール仕上機
- 十. 鋼材鍛鍊用ノ水壓機及其ノ附屬裝置
- 十一. 原料又ハ製品輸送用ノ起重機及連續的輸送裝置
- 十二. 材料強弱試驗機
- 十三. 砂鐵又ハ第一條第一號乃至第四號ノ鐵鑛ノ製鍊裝置並ニ其ノ附屬機械
- 十四. 前各號ニ掲グル機械ノ部分品（ロールヲ除ク）並ニ其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬品 附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置

第五條中「前條ノ輸入認可書」ヲ「輸入ノ認可ヲ受ケタルコトヲ證スル書類」ニ改ム

第六條中「製鐵業者」ヲ「製鐵事業者」ニ改ム

第七條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ大正九年法律第五十三號第三條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ使用セムトスル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ税關ニ申告スベシ

第七條ノ二 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依ル他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ依リ其ノ期間ノ延長ニ付朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ税關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條中「前條」ヲ「第七條」ニ「製鐵業者」ヲ「製鐵事業者」ニ改メ同條ニ次ノ一號ヲ加フ

三 輸入ノ年月日及輸入地

第九條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滞ナク次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ輸入地ノ税關ヲ經由シテ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 輸入シタル物品ノ品名 箇數 數量及用途
- 二 使用工場名
- 三 用途ニ供シタル年月日
- 四 輸入ノ年月日及輸入地

輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ準ジ届書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ物品ニシテ其ノ輸入ニ付認可アリタルモノ又ハ契約ノ締結アリタルモノハ仍從前ノ規定ニ依リ輸入スルコトヲ得

本令施行前輸入税ノ免除ヲ受ケ輸入シタル物品ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

〔参照〕

大正十五年四月朝鮮總督府令第三十五號ハ製鐵事業用品ノ輸入税免除ニ關スル件ナリ

**秘露國屑鐵輸出税賦課並鉄鐵禁輸法**（8月30日附在秘露村臨時代理公使報告）秘露國政府が1937年8月27日附法律を以て輸出屑鐵に對し税金を附加し且鉄鐵の輸出を禁止する旨發令直に實施せる次第は既報し置きたるが更に同法の要旨次の如し

- 1. 共和國諸港より外國に輸出せらるる屑鐵は1噸に付5ソールズの税金を賦課す
- 2. 鉄鐵は國內工業の使用に充つべきものなる

を以て之が輸出を絶対に禁止す 3. 大藏大臣は本法規定遵守の爲適宜の手段を講ずべきものとす

因に秘露國の屑鐵は從來各地の原野に放棄山積し居たものなるが1936年始めより本邦當業者により之が買付開始せられ現在に於ては船役に利便なる地點は殆ど屑鐵殘存せざる状態なり（外務省通商局日報第278號昭12.12.1）

**獨逸鉄鐵關稅引下**（10月16日附在獨子爵武者小路特命全權大使報告）獨逸では從來稅番第777號鉄鐵及不銹性鐵合金に對し1ドツペルツェントナーに付1馬克の輸入税を賦課し居たる處1937年10月11日附關稅變更に關する命令（註參照）に基きこの鉄鐵に限り1937年10月18日より1938年10月31日迄1ドツペルツェントナーに付10布の輸入税に引下10月18日より之を實施すべき旨10月14日附獨逸國關稅公報第91號を以て發布せられたり

（註）1937年10月11日附關稅變更に關する命令拔萃稅番第777號に次記備考を追加す

稅番第 777 鉄鐵及不銹性鐵合金	一般稅率「ドツペルツェントナー」に付	最高稅率（同）
100 馬克	4.00 馬克	4.00 馬克
備考 鉄鐵 1938 年 10 月 31 日迄	0.10 馬克	—

本令は1937年10月18日より實施す

是に關し在伯林新聞紙の所報に依れば獨逸鑛鐵業者の使用する鉄鐵は國內産品のみにては不足なるが爲之を外國産品の輸入に仰がざるべからざる處世界市場の鉄鐵値段は最近相當下落したりとは雖尙獨逸産品に比し5割乃至6割方高値を稱へ居れる關係上獨逸市場の獨逸産鉄鐵と外國産鉄鐵の價格には甚しき開きあり（註參照）依て國産鉄鐵の賣切の爲不得已外國産鉄鐵を使用せざるべからざる獨逸鑛鐵業者に取り斯の如き高價なる外國産鉄鐵を使用することは不尠負擔と相成る次第に付之を調整する意味合より特に尙後一箇年間關稅の引下を實施するに至れる次第なる趣なり

（註）鑛鐵用ヘマタイト用獨逸産鉄鐵は製鐵所渡值1噸に付平均約60馬克見當なるに對し同種外國品は100馬克以上を稱へ居り獨逸産品に比し5割乃至6割方高値なり尤10月初旬の外國産鉄鐵の世界市場値段は最高値段を稱へ居りし頃に比し約20馬克方下落し國産品との値開きも狹まりたる次第なるが北米合衆國及西班牙と並び獨逸に輸入せらるる鉄鐵の主要供給國たる佛國の貨幣相場下落の影響（同影響は未だ判明せず）も考慮し置くの要ありと謂ふ

從て今次の關稅引下の趣旨は1937年春及夏の兩度に亙り英國に於て實施せられたる關稅輕減措置の如く國內需要を圓滑ならしむるが爲外國産鉄鐵の輸入數量を増加せしめんとするものにあらずして單に外國産及國産品の値開を僅少ならしめんとするものに外ならず即ち輸入數量の増加を計るが如きことは爲替管理の範圍内に於ても實行し得べきものにしてこの關稅引下に依り爲替管理の効力に何等影響を及ぼすものにあらざるのみならず鉄鐵の輸入數量増加を策する場合は寧ろ爲替許可額を増加することに依りてのみ其目的を達成し得べしと論じ居れり

尙1937年1月乃至8月の鉄鐵輸入總數量は71,450噸に達し之は1932年の總輸入數量62,628噸に比し大なるのみならず1936年上8箇月間の輸入數量よりも増加し居れるが他方1937年上8箇月間の鉄鐵生産額は約1,042萬噸にして同期間の獨逸國內

の消費數量も略々此生産額と同額なる趣にて 將又同期間の輸出額は 74,910 吨に上り居れる事實に鑑み 獨逸の銑鐵輸入數量は比較的少量なりと謂ひ得べしと (外務省通商局日報第 270 號昭 12. 11. 20)

**日本製鐵會社の鐵鑛石需給計畫** 日鐵成立當初から懸案となつてゐた内地および朝鮮の全鑛山を日鐵の手中に收めんとする工作は鑛山の買收價格決定が技術的に種々の難點となつたため永らく放任の形にはあつたがいよいよ機熟せりと見た日鐵は今秋來極秘裏に三井 三菱兩財閥にさそひかけた結果 別會社創立の形でその話合ひが進捗しつゝあり 今後の動きは注目される 即ち日鐵としては三井 三菱の所有する内鮮の全鑛山を現物出資せしめこれに日鐵所有の群小鑛山および二瀬 鹿町の兩炭鑛その他を本社から切り離して別個の新會社を創立するものでその創立後はさらに内鮮にある小鑛山 炭鑛を漸次合併し日鐵の内鮮における総合的開發建設計畫に支障なからしめんとするものである

最も困難視された鑛山の鑛質純分および埋藏量に對しては東京帝大の桂井三 佐野秀之助および九州帝大の永積純次郎三氏らの専門家に一任しその研究の結果を基礎とし日鐵と所有者との間にあげられた委員の嚴正なる評價にまつてその出資額を決定するが三井の釜石についてはすでに技術的調査を完了 目下俱知安について調査が行はれてゐる たゞ三菱ではやうやく開發の域に達せんとする茂山に事業家的な執着を感じてゐるので平生日鐵 河手三菱鑛業兩會長の政治的折衝にその解決一切がかけられてゐる なほこの成立後三井の釜石鑛山および輪西鑛山は解散してその殘部事業は全部三井鑛山に引繼かれる模様である (大阪毎日朝 12 月 7 日)

**本邦鐵鋼界統制企圖** 生産力擴充の根幹をなす鐵鋼増産計畫は日滿一體のいはゆる 1,000 萬吨鋼材年産案を中心に當局がその研究を進めてゐるが この計畫遂行にあつては熔鑛爐の新増設が整肅するまでなほ銑鐵および屑鐵の大量輸入が絶對的に不可缺であり 同時に應急の措置として鋼材および製品の輸入も必要やむを得ざるもので本年度の推定輸入額は大約鋼材製品 60 萬吨 半製品 40 萬吨 銑鐵 70 萬吨 屑鐵 230 萬吨 鑛石 400 萬吨以上で總計金額にして 6 億圓の巨額に上つてゐる しかしてこれは來年度も同様乃至これ以上を必要とする情勢にあるが國際收支全體の均衡上相當の削減を懸念されてゐることとて

當業者側では數量上の制約はこれを甘受するも政府にして許容し得る數量が決定した場合にはその買附および分配につき民間の當該統制團體になるべく自由裁量の範圍を廣くし買附において商機を逸せず分配において公平を期するようはかられたい旨當局に要望してゐる 現在かゝる意味の統制團體として其立場を明瞭にしてゐるものは屑鐵における製鋼原料共同購買會および鋼材における日本鋼材販賣聯合會で當局としても後者については異論はないが前者については加盟社が 6 社で無論これが大半の需要者であるけれどもこれに次ぐものは 10 社に上る關係から該購買會が擴大強化されるのを待てその要望に副ひたい希望を持ってをりまた長期間にわたる買附量の競争は大藏省の爲替政策にも關することであり當業者の希望通りの長期間は承認出來ないがなるべく當業者の意向を尊重して善處しようとの好意を見せてゐるから増産と原料輸入難の板ばさみに立つ鐵鋼界にも統制下の一曙光を惠まれようとする情勢となつた (大阪毎日朝 12 月 5 日)

**本邦産鐵鑛石を以て需要の 80% 自給の見込** 日鐵の計畫する鑛山合同成立の曉には内鮮を通じて鐵鑛石年産額 100 萬餘吨に對し 3 社の主要鑛山のみにも 79 萬 3,521 吨と約 8 割を占め

の 3 社以外のものは大部分熔鑛爐に不適當の砂鐵であるから事實上内鮮の全鐵鑛石を獨占するものといひ得べく輸入に仰ぐ年約 400 萬吨に對しては 1/4 に満たぬ數量であるがこれは餘儀ないところで埋藏量 5 億吨に上る朝鮮の茂山が開發され昭和 14 年末から年 300 萬吨を豫想どほり採掘できればさらに一偉力を加へるわけである 内鮮の主要鐵鑛山次の如し (單位吨)

鑛山名	所有者	年 産
釜 石	釜 石	323,693
俱 知 安	輪 西	147,018
下 聖	三 菱	137,089
載 寧	日 鐵	100,606

(大阪毎日朝 12 月 7 日)

**西班牙鐵鑛を繞る興味深き英獨對立** ドイツ通信社最近の發表によるとドイツ政府はスペインのサマランカ革命政廳との間に經濟協定を締結 1926 年 5 月 7 日調印のドイツ スペイン通商協約を擴充すると共に兩者の經濟關係を増進することとなつたがこの協定に絡んで英國はドイツがサマランカ政廳支援の代償としてスペインの鐵鑛資源を獨占するに至るのではないかと氣に病んでゐる

スペイン及びスペイン領モロッコは良質の赤鐵鑛を産出する それは燐の含有量が少く 歐洲各國の良質鋼生産に對して重要な役割を演じてゐる 殊に英國鐵鋼業はスペイン鐵鑛に依存すること多く スペインは一昨年までは金額において英國への鐵鑛供給國中第一位を占めてゐたものである 而して一方原料資源の獲得に狂奔してゐるナチス政府もスペインの鐵鑛に對して垂涎措く能はぬものがある ヒットラー總統の如きも最近

獨逸は鐵石を輸入しなければならぬ スペイン革命軍を我々が支持するのは スペインの鐵石を輸入せんが爲である

と言明した程である 統計は些か古いが 1935 年中のスペインからの主要國別鐵鑛輸出高を見ると次の通りである (單位 1,000 吨)

英	獨	伊	總 計
1,351	258	18	3,701

所でこの統計に依ると スペインからドイツへの鐵鑛輸出は 25 萬 8,000 吨と總輸出高の 1 割にも達せず案外少い 然るに一方ドイツ側の鐵鑛輸入統計に就て見るに 1936 年におけるスペインからの輸入は 106 萬 8,000 吨で前年に比して少しく減じてゐるが 1935 年には 132 萬 1,000 吨を輸入し スペインからの輸入はスエーデン フランスに次ぐ重要な地位を占めてゐたのである 然らばスペイン側の輸出統計とドイツ側の輸入統計との差は何處から來るかといふにスペイン側の統計は専ら本國からの輸出のみを計上してゐるのに對しドイツ側のそれはスペイン屬領からの輸入をも含めてゐるからである 即ちドイツのスペイン鐵鑛輸入の大部分はスペイン屬領 特に西領モロッコから來てゐるのである

これに對し 英國は主としてスペイン本國から鐵鑛を輸入して居り且つスペイン北部には英人所有の鑛山も多い 1935 年のスペイン本國からの鐵鑛輸出總高 370 萬 1,000 吨のうち英國への輸出がその約 1/3 以上即ち 135 萬吨を占めてゐることは前表の通りである 英國の統計表に依ると 1935 年の英國鐵鑛輸入總價額 504 萬 2,000 磅中スペインの分は 88 萬 9,000 磅で各國中第一位を占めその大部分がスペイン北部産の鐵鑛だと言はれてゐる

かくの如く英國はスペイン北部の鐵鑛を輸入し ドイツはスペイン領モロッコから鐵鑛を仰いでゐるのであるから 前者がバスク政

権を支持し 後者がサマランカ政權を援助するのはこの點から見て  
も偶然ではない 尤もフランコ將軍の政府は英國に對し 鐵鑛の供給  
を公式に保障してはゐるが 若しバスク政權が崩壊すればスペイン  
北部の鐵鑛がドイツに供給され その結果英は少からぬ支障を蒙る  
ばかりでなく英人所有の鑛山まで沒收されないとも限らないし 今  
やバスク政權揺らぐ昨今英國がドイツの對スペイン政策に頭痛を惱  
んでゐるのも又興味なしとしないであらう(滿洲日報 11月26日)

**龍烟鐵鑛の開發** 龍烟鐵鑛は南京政府の財産として察南自治政  
府において逆産處分に附し蒙疆委員管理の下にこれが經營を興中公  
司に委任してゐるが現在の貯藏 6萬噸については既に興中公司と  
日鐵との間に賣買契約成り輸送引込線の復舊工事完成次第おそくも  
來年初荷として搬出されることとなつた 龍烟鐵鑛は從來滿鐵の調  
査によれば烟筒山 龍關兩鑛を併せて 9,900萬噸の埋藏量を有して  
をるといはれてゐるが 最近の調査によれば 2億噸に達するのでは  
ないかと見られてをり京綏線の輸送能力さへあれば現在の興中公司  
の年産 40萬噸内外の計畫は小規模に過ぎるのではないかとさへい  
はれてゐる なほ山元から水磨溝に至る輕便は安全に保たれてゐる  
が水磨溝より京綏線直化に至る引込線は敗走の支那兵により破壊さ  
れたため目下復舊に大車輪であるが 明年早々には八幡製鐵所の初  
荷を見るに至るはずであり龍烟鐵鑛開發の歴史の一頁が年頭を飾る  
ものと注目されてゐる (中國合同 12月3日)

**大栗子溝鐵鑛の採掘可能埋藏量** 東邊道鑛物資源調査の結果  
は極めて注目されつゝあるが これら資源調査中最も有望視される  
大栗子溝 七道江方面の調査を行つた 染谷滿鐵調査班長の一行は 24  
日一先づ歸任 近く精密な調査報告をなす筈であるが 兩鑛山の概況  
は次の如く量的にも質的にもまさに劃期的な埋藏振りである

即ち大栗子溝は標高 800m の連山中地並 400m 以上の埋藏量  
は 2,800萬噸は絶対確實とされ 品質は赤鐵鑛で約 63%の含有量  
でこれは磁鐵鑛の 68%に匹敵するもので 1,000萬噸埋藏が富  
鑛山開發の世界的水準となつてゐる 點より 同鑛山の如きは遙か  
にこの水準を突破してゐるのみならず 經營的に採掘可能な地下  
500m まで掘下げるとなれば 100m ごと約 1,000萬噸の埋藏  
は確實とされ 従て優に 7,800萬噸の埋藏量を持つてゐることが  
認められる 一方七道江は約 400萬噸地並以上の地點で同様絶  
對確實視され 殊にその特徴としてマンガンの含有等が平均 7%  
に上ることは日滿製鐵事業者が南米 印度 南洋等からマンガ  
ンの輸入を仰いでゐる現状よりして極めて貴重なものとされ 今後  
本格的ボーリングを開始すれば世界的鐵鑛山としての眞價を發揮  
するものと期待されてゐる (滿洲日報 12月1日)

**鐵鋼配給統制の最高機關設立計畫** 政府の戰時統制政策に  
對應して鐵鋼界における自主的統制機構は近來着々整備し鋼材につ  
いてはすでに鋼材各共販の聯合會たる日本鋼材販賣聯合會の設立を  
見るにいたつてゐるが政府としてはかゝる自主的統制機關の機能に  
は自ら一定の限度があるとして新たに鐵鋼配給に關する最高統制機  
關として鐵鋼統制委員會を設立することに方針を決定 目下商工省  
鑛山局で此委員會官制原案を練つてゐる

同委員會設置の必要については政府の物價對策委員會の「鐵に關  
する統制」中に充分表明されてゐるがこの答申は小川郷太郎 有  
澤廣巳兩委員が鐵鋼界における諸般の事情を精密に研究の上立案  
したものを委員會でそのまま採擇したものである

従て商工省でも鐵鋼統制委員會の機構および機能に關する原案作  
成についてはこの答申を最も有力なる參考案として取上げてゐる模

様である 即ち當局の原案は

1. 機構 政府は關係當局 生産者團體 主たる消費者團體および專  
門家より委員若干名を任命し鐵鋼統制委員會を組織する
2. 機能 (イ)委員會は鐵鋼の需給調査を行ふ (ロ)委員會は每期  
鐵鋼需給調整計畫の大綱を編成し鐵鋼消費部門別の割當基準を決  
定 また同時にこれがため必要な鐵鋼輸入數量をも決定する  
(ハ)委員會は鐵鋼業統制に關する事項につき政府の諮問を受け  
た當局に建議することを得

大要以上の諸項目を中心として考究を進めてゐる而して以上のうち  
最も問題となるのは消費部門別に鐵鋼の割當てを行ふといふ點であ  
る

この一部は現在すでに實行されてゐるが委員會が設置されればこ  
れを総合的に検討し鐵鋼全體の用途を軍需品用 鐵道用 造船用  
鑄物用 建築用その他二三種に分類し各用途の時局性に應じて順  
位を附し割當てるものである

鐵鋼統制委員會は製鐵事業法とは何ら關係がなく従て委員會の決定  
事項は法的には拘束力をもつことは出来ないがしかし商工大臣は委  
員會の決定事項そのものに對しては業法にもとづく各種の統制命令  
を發し得るものであるから委員會は業者に對しては間接的に法的拘  
束力をもつことになるわけである (大毎朝 12月7日)

**明年度銑鋼輸入方針** 明年度銑鐵輸入數量については現下の  
爲替水準堅持と銑鋼 5ヶ年計畫の促進といふ相反する 國策遂行の  
立場より之が決定につき大藏並に商工當局は慎重考慮中であつたが  
この程大體方針が決定した模様である

之によると明年度輸入額は本年度と大差なきものゝ如くたゞ從來  
の製品 屑鐵等に於て各社指定商の手を通ずる 無統制買付が行は  
れたに對し 明年は半製品は日本鋼材販賣聯合會 屑鐵は屑鐵共同  
購買會の手により又銑鐵は日鐵を通じ夫々統制ある買付を行ふこ  
とになるから原鑛石の輸入以外は大體輸入統制を行ふことになつ  
てゐるので

政府でも明年度輸入數量決定に伴ひ之を 4半期程度に分割し各期間  
内輸入爲替の手當を自由とし以て商機を逸することなきやう善處す  
る意向の模様である (東京中外 12月4日)

**鋼材不足と各造船會社引受數** 最近本邦造船界は鋼材供給の  
大困難と船價高に影響されて新造契約の後を絶てゐるが 日本海運  
集會所調査による 10月末日現在總噸數 1,000噸以上の建造中及び  
建造豫定船舶は前月より 6隻 49,500噸を減少 149隻 1,083,557重  
量噸となり早くも一部では本邦造船船氣も一段落をつけたとの觀  
測してゐる 各造船所別引受船舶次の如し (單位 1,000重量噸)

	隻數	噸數		隻數	噸數
函館ドック	3	11	大阪造船所	3	7
播磨造船所	18	126	大原造船所	1	2
川崎造船所	20	225	鶴見造船所	5	32
松尾造船所	7	38	栃木造船所	1	2
三菱長崎造船所	19	178	占部造船所	2	5
三菱神戸造船所	10	61	浦賀ドック	11	58
三菱横濱ドック	15	107	中田造船所	1	1
玉造船所	21	151	浪速ドック	2	5
名村造船所	2	4	計	149	1,083
大阪鐵工所	8	64			

(大阪中外 11月29日)

**大和製鋼會社鋼壓延工場新設** 大和製鋼株式會社 (資本金  
350萬圓拂込済) は從來 40噸平爐 3基を設備して丸鋼 角鋼 山  
形鋼 工形鋼 線材等合せて月 6,000噸内外を製造してゐるが今春に  
入り厚板製造にも進出すべく現工場隣接地約 5,000坪を買収しこゝ

に其の壓延工場の新設工事に着手した。そして之と同時に 50 吨平爐 2 基を増設する事となり目下完成を急いでゐる

此の壓延工場は年産能力 123 萬吨であるが最近殆んど竣工し年内に操業開始の手筈となつた。而して一方平爐建設も着々工事進捗 1 基は年内に他の 1 基は明春 2 月竣工の運びにある建設資金は全體で 200 百萬圓見當と見積られるが既に大半は銀行よりの借入金及び手許資金に依て賄はれた。然し未だ相當今後に調達をするので増資の必要に迫られてゐる。どの程度増資するか未定であるが實現すれば 150 萬圓程度であらうと揣摩されてゐる(帝國興信 12 月 4 日)

**日本製鐵會社廣畑工場で連続式壓延法採用** 我國の自動車用鋼板は既設工場の製品が厚板 中板によつてロール設備が相違してゐるため厚さの不均一に加へ表面が粗悪で普通板にあつては高級自動車用として使用出来ず然も今後自動車工業が時局關係と相俟つて急速に進展するものとの見地から高級鋼板の製鋼設備要求が昂まりつゝあつたが日鐵では目下第 4 期擴張工事を急ぎつゝある兵庫縣廣畑製鐵所に鋼板工場を設置することに方針を決定するに至つた

即ち該工場には連続式壓延法を採用せんとするものである。連続式壓延法によれば厚さの均一は勿論表面が美麗で製品の種類に伸縮性を持たすことが可能であり然も作業人員も僅少にて幅 2 m 長さ 25 m 乃至 30 m までの製品を出し得るため頗る能率的である。これがため必然的にコストを低下させ更に不況時代には輸出に振向け得るといふ一石二鳥の利がある

而して日鐵としては此工場設備費として 2,500 萬圓を投資し 14 年中には完成の豫定であるがこの製鋼設備が完成した暁は我國の自動車工業の進展に多大の寄與をなすものとして注目されてゐる(東朝 12 月 5 日)

**理研鋼材會社銑鐵自給計畫** 理研コンツェルンでは理研ピストリング 理研特殊銑鋼 理研壓延工業等で銑鐵鋼を外部から購入してゐたのに完全に自給化する爲理研鋼材(資本金 200 萬圓)を近く 5 倍増資して府下平井に工場を建設鋼塊製造まで銑鋼一貫作業を行ひ製鐵部門に一大進出をなす計畫を進めてゐる

しかして同社の製鐵特殊技術は秋田 朝鮮等における從來使用し得ざる銑鐵石(熔鑄爐に入れた際爆發する性質を有するもの)を處理するもので回轉爐により銑鐵とし更に電氣爐により鋼塊又は鋼材を製造せんとするものでその成果は大いに注目されてゐる

**日本製鐵會社清津製鐵所用地買收開始** 日鐵清津 製鐵所の用地買收問題は去る 10 月下旬以來會社及び道 本府の三者間に數次にわたりこれが規準につき瀬踏みを重ねた結果三者意見の一致を見たので由來日鐵では買收原案を作成中のところこの程これが完結を見去る 25 日道知事宛原案を提出し來つたので關係筋では本事業の國策的使命に鑑み圓滑遂行に萬全を期すべく 27 日午後 1 時道廳會議室に兒島知事以下關係官廳の長及び日鐵側幹部 清羅兩商工會頭 森十九師團經理部長等參集 同案を中心に最後の評定を行ひいよいよ次の大綱によつて直ちに買收を開始することとなつた

1. 買收面積	1,249,053 坪	1. 買收價格	最高 3 圓 70 錢 最低 40 錢 平均 2 圓 50 錢
1. 買收數筆	546 筆		
1. 買收金額	1,817,675 圓		
1. 補償金額	82,464 圓	1. 所有者數	186 名

この日鐵用地の買收は昨年 11 月用地決定以來滿 1 年お預けの形となつてゐたものでいよいよ今回運時きながら 27 日その大綱の決定をみ 最高 3 圓 70 錢 最低 40 錢でいよいよここ數日中に取引が開始される。一網萬金の鯉漁が漸く終幕に近づいた後を受けてこんどは輪城平野に 200 萬圓の土地景氣が盛り揚る譯である。高い

安いは問題ではない 賣らうにも賣れないといふ全く處分權がないやうな地主連にとつてしびれを切らしかけてゐた矢先しかも金融逼迫の歳末を控へてまさに早天の慈雨であらう 清津の猶本氏の 11 萬坪約 25 萬圓を筆頭に 186 名の懐に収まる大枚 200 萬圓の用地代金は輪城平野土地景氣の回生の活を入れるであらうと早くも土地景氣再來が取沙汰されてゐる

**社宅用地も買收** 日鐵清津工場用地は別報の通り輪城川東南平野の豫定地に 97 萬 9,000 餘坪を總額約 90 萬圓をもつて買收することとなつたがこの外に社宅用地として同社では輪城平野羅南寄り油坂農園洞及び水北洞に山及び田 約 12 萬坪を買收することになつた。しかしてこの同社の工場及び社宅は行政區劃上からは將來清津 羅南の兩地に跨る(現在は龍城田) 龐大な地域を占めることとなり躍る輪城平野の將來に大きな示唆を暗示するものやうである。即ち工場用地は輪城川以東直頭川間のいはゆる新清津府域にそして油坂の社宅用地は新羅南邑域に編入さるべき運命にあり工場及び社宅を二分して清羅兩地にそれぞれ花を持たせたことは都市計畫を纏る兩地對立が漸く表面化せんとする傾向にある折柄注目し得る。しかし又一面工場及び住宅の不可分の關係からして此兩者が各行政區劃を異にすることは種々不便が伴ひはしないか 第一電話その他に多大の支障がありはしまいかとの杞憂に對して之は將來清羅兩地合體を前提とした英斷とみられ清羅一體への推進力として大きな意義がある(京城日報 12 月 4 日)

**日印通商會社下期狀況** 日印通商株式會社(資本金 250 萬圓内拂込 125 萬圓)の去る 9 月末締切り本年下期決算を窺ふに當り利益金は 20 萬 3,000 餘圓利益率 3 割 2 分 5 厘であつた。前期に比較すると同期は決算改正の過渡期に當り昨年 11 月より本年 3 月末に至る 5 ヶ月を一期として計算されたが尙利益金 20 萬 8,400 圓を挙げ此の利益率 4 割に達した。従て當期実績は利益率に於て 7 分 5 厘方低下したこととなる。けれども恒例の 1 割 2 分配當は可成りの餘裕を以て行はれた。尤も恒例とは云い上前期は 5 ヶ月決算で同額の配當金を出したから其れは 1 割 4 分 4 厘の割合に當て居り此の點から見れば 2 分 4 厘減配した結果になる

收支計算並に利益處分を示せば次の如し(單位圓)

收支計算		
	當期	前期
總收入	6,736,113	3,354,711
總支出	6,532,854	3,146,284
差引利益金	203,259	208,427
利益處分		
利益金	203,259	208,427
前期繰越金	35,608	28,481
計	238,867	236,908
益金處分		
法定積立金	11,000	10,500
別途積立金	80,000	80,000
退職慰勞基金	15,000	15,000
役員賞與金	20,300	20,800
配當金	75,000	75,000
	(年1.2割)	(年1.44割)
後期繰越金	37,567	35,608

當期業績も相當良いものではあつたが前期に比べるに相當の低下である。それと云ふのも收支が膨脹したために外ならない。此表に依ると收支共に倍額以上増加してゐるが之れは云ふ迄もなく營業期間が

1ヶ月多かつたのと市價の昂騰がヒドかつたからである 政府は急増せる國內需要に應せんがため其の輸入を容易ならしめると同時に價格抑制の目的を以て4月15日鐵輸入關稅適當り6圓免除の緊急勅令を發布した けれど印度鉄は同國內の需要引續き増加せる事並に英本國に於ける鉄需給狀態が本邦同様逼迫しており従て同市場に印度鉄を獲得する事急であつた 此のために本邦への輸出價格も漸次昂騰すると共に數量亦意の如く増加し得なかつた それに我が國の鐵飢饉は益々深刻となり斯くて共販賣値は1月-3月の57圓から4月-6月77圓と大巾に引上げられ更に7月-9月には81圓に引上げられた 而して同社の當期賣上數量は13萬噸で前期より2萬噸増加したので收支何れも以上の如く激増した譯である 然し収入は増へても支出増加の割合が其れ以上に多かつたと云ふのと船腹不足による運賃暴騰のためで斯くて業績は叙上の如く低下を餘儀なくしたものである (帝國興信 11月20日)

**日滿鐵鋼一元統制** 日滿鐵鋼一元化問題は曩に鉄鐵共販の持株問題を中心とする日鐵と滿洲國側の意見の相違により一旦解消したが最近鉄鐵建值 供給數量決定に際しての協調的態度等より再び表面化するに至り 更に今回日産を母體とする滿洲重工業開發會社の設立に絡み鮎川日産と小日山昭和製鋼社長は同問題につき協議した結果一元の統制促進につき意見一致を見たものゝ如く之が具體策につき日滿兩國政府と折衝を重ねてゐる 一元統制の具體策としては一部における日滿兩社の合同論の如きは實現困難であるから之と實質的に同じ効果を狙つて日鐵と昭和製鋼所が相互に株 重役の交換を行はんとするものである

尤も滿洲重工業が滿洲國內における今後の製鐵事業統制を如何なる態様で行ふかによつて一元化問題は重大な影響を受ける 即ち滿洲國東邊道通化附近に新設される製鐵所を昭和製鋼所に包含せしむるか乃至は昭和製鋼所とは別個の獨立製鐵所とするか 假に兩者を一體とするも本溪湖煤鐵公司を之に合併すべきかどうかの問題もあり この如き日鐵と滿洲側の持株交換は滿洲側會社の評價問題とも關聯してかなり複雑な問題となるやうである

然し現下の情勢は一日も忽諾にすべきにあらずとし 此具體案を中心に近く日鐵と昭和製鋼所の間で交渉を開始する筈であり 平生日鐵會長も亦滿洲側の統制案に賛意を表してゐるので愈々來春を期して懸案の日滿鐵鋼一元の統制は實現することにならう (中外商業 12月17日)

商工省工業品規格統一調査會の總會 (新規格 62件政府註

文品に適用)工業品規格統一調査會では15日午後2時半丸の内工業俱樂部に第16回總會を開き會長吉野商相 村瀬副會長 委員 幹事關係職員 97名出席 吉野會長の開會の挨拶に次いで幹事より昨年12月の第15回總會以後の事務報告並に俵 岡野 中原 松村各部長の議事經過報告ありたる後次記品種に關する規格案 62件を逐次審議した結果全部これを可決同午後5時散會した 決定規格は追て商工省告示として公示し政府が製造 購入又は注文する工事並に製造品は同規格に依らしむると共に各府縣にも通牒を發して規格の普及を圖る方針である 尙今回の第16回總會までに決定せる規格は合計 488件の多きに上てゐる

1. 不銹鋼規格案 (以下規格案の語略)
2. 鐵道車輛用ばね平鋼の寸法重量並に公差
3. ばね用黒皮丸鋼の寸法 重量並に公差
4. 水道用合金鉛管
5. 亞鉛板
6. アルミニウム棒の寸法
7. 黃銅形材
8. 繼目無鋼管の寸法 (改正)
9. フェロマンガ
10. フェロシリ
11. シリコマンガ
12. スピーゲル
13. シリコスピーゲル
14. フェロクロム
15. フェロタンゲステン
16. 下水道用鐵筋コンクリート管
17. 筆記用紙
18. 紙試驗方法
19. 塗料用ロジン
20. 塗料用エステルゴム
21. ロジン及びエステルゴム試驗方法
22. 塗料用ダンマルゴム及び試驗方法
23. 塗料用コバル及び試驗方法
24. 塗料用石油アスファルト
25. 塗料用ギルソナイト
26. 塗料用ニトロセルローズ及び試驗方法
27. ドープ用アセチルセルローズ及び試驗方法
28. 纖維素塗料用溶劑及び可塑劑
29. 纖維素塗料用溶劑及び可塑劑試驗方法
30. 標準試驗節
31. 電氣機器巻線用軟銅線
32. 低壓碍子改正案
33. ソケット形狀寸法
34. セード グローブ及びホルダー各適合部寸法
35. 受信真空管口金改正案
36. 電球用ねぢ型口金及び承口 (改正)
37. 小型電球用口金及び承口 (改正)
38. 電球用 S 22 口金及び承口 (改正)
39. 鋸齒ねぢ
40. 30 C 梯子型ねぢ (改正)
41. 29 C 梯子形ねぢ (改正)
42. V ベルト
43. 手回ガスタップ
44. 傳聲管用口金 (船用)
45. 船内鋼製扉
46. 鋼索帶木製滑車 (船用)
47. 木甲板 (船用)
48. 銅釘 (船用)
49. 銅座金 (船用)
50. 送風機試驗方法
51. 自動車用緩衝梁
52. 自動車用燃料液上ポンプ取付座
53. 自動車用機關起動電動機取付寸法
54. 鋼索
55. インポリユート齒車齒形
56. 球軸受及びころ軸受
57. 丁溝ナット
58. 仕上丁溝
59. 鑄放し丁溝
60. センタ
61. ナット附センタ
62. 工作機械運動方向 (中外商業 12月16日)

## 正 誤

鐵と鋼 第二十三年第十一號 論說「[アルミニウム青銅の共析變態の性質に就て (第5報)]」大日方一司 林 三樹男] 第3圖 (1097頁) は轉倒したるを以て茲に訂正す。即ち 13 は上 1 は下となる。